

三朝町訓令第2号

三朝町職員希望降任制度実施規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成31年3月27日

三朝町長 松浦 弘幸

三朝町職員希望降任制度実施規程の一部を改正する訓令

三朝町職員希望降任制度実施規程（平成25年三朝町訓令第1号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改正後	改正前
<p>(対象となる職員)</p> <p>第2条 降任を希望することができる職員は、三朝町職員の給与に関する条例（昭和28年三朝町条例第25号）別表の行政職給料表の適用を受ける職員のうち職務の級が3級以上の者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p>	<p>(対象となる職員)</p> <p>第2条 降任を希望することができる職員は、三朝町職員の給与に関する条例（昭和28年三朝町条例第25号）別表の行政職給料表の適用を受ける職員のうち職務の級が3級以上の者<u>（副主幹の職にある者を除く。）</u>で、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p>

附 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。